

ドレミリハビリテーションセンター 重要事項説明書

第1 目的・基本方針

- (1) 事業者は、お客様本人の決定権の自立を理念とし、お客様本位であるサービス提供を行います。
- (2) お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ最大限自立した日常生活を営むことができるよう、必要な世話及び機能訓練を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第2 事業者の法人概要

- (1) 法人格・名称 株式会社 セルフ
- (2) 所在地 兵庫県加古川市別府町新野辺 2086
- (3) 電話番号 079-430-0142
- (4) 代表者 代表取締役 江島 和夫
- (5) 設立年月日 平成14年11月27日
- (6) 事業内容 通所介護、訪問看護、住宅改修・福祉用具貸与、通所生活介護、放課後等デイサービス、就労支援B型、相談支援

第3 事業者の概要

- (1) 事業者名 ドレミリハビリテーションセンター
- (2) 所在地 兵庫県加古川市別府町新野辺 2086
- (3) 提供サービス 通所介護事業所
- (4) 電話番号 079-430-0142
- (5) 事業所指定番号 2872201104
- (6) 管理者 江島 和夫
- (7) 開設年月日 平成15年4月1日
- (8) 実施地域 加古川市、高砂市、播磨町、稲美町
- (9) 営業日及び営業時間
月～土曜日 10:00～15:00
日・祝日、12/29～1/4、8/13～8/15 は除く。
但し連続して休業日が続く場合は、臨時営業を実施する場合あり。

- (10) 利用定員 35名
- (11) 施設の概要 建物の構造 軽量鉄骨2階建、
延べ床面積 263,87㎡
機能訓練室、食堂、浴室、相談室、静養室
- (12) 交通手段 山陽電車別府駅より徒歩15分

第4 事業者の職員体制

| | 員数 | 業務内容 |
|---------|------|-------------------------|
| 管理者 | 1名 | 職員及び業務管理 |
| 生活相談員 | 1名以上 | サービスの調整・相談 通所介護計画書作成 |
| 看護職員 | 1名以上 | 保健衛生及び看護業務 |
| 介護職員 | 4名以上 | 日常生活介護業務 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | 機能訓練 |

第5 サービス内容

1 日常生活上の援助

契約者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

- (1) 排泄介助
- (2) 移動介助
- (3) その他必要な身体の介護

2 健康状態の確認

体温、脈拍、血圧等測定を行います。

3 機能訓練サービス

契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の向上、減退を防止するための訓練を実施します。

4 食事サービス

- (1) 準備、後始末の介助
- (2) 食事摂取の介助
- (3) その他必要な食事の介助

5 入浴サービス

安全な環境で入浴サービスを提供します。

6 送迎サービス

障害の程度、地理条件により送迎を必要とする契約者については専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動介助を行います。

7 相談、助言等に関すること
 契約者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

第6 利用料金

(1) 介護保険対象サービス

【基本部分】 5時間以上6時間未満

| 利用者の 要介護度 | 基本利用料基本 (1回につき) | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) | 利用者負担 (3割) |
|--------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| 要介護1 | 570単位 | 578円 | 1,156円 | 1,734円 |
| 要介護2 | 673単位 | 683円 | 1,365円 | 2,048円 |
| 要介護3 | 777単位 | 788円 | 1,576円 | 2,364円 |
| 要介護4 | 880単位 | 893円 | 1,785円 | 2,677円 |
| 要介護5 | 984単位 | 998円 | 1,996円 | 2,994円 |

(*地域区分加算 1単位=10.14円)

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(*地域区分加算 1単位=10.14円)

| 加算の種類 | 加算の要件 (概要) | 基本単位 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) | 利用者負担 (3割) | 基本 加算 |
|------------------|---|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 個別機能訓練 加算(Ⅰ)イ | 専従1名以上(配置時間の定めなし)の機能訓練指導員を配置し機能訓練を行った場合 | 56単位 | 56円 | 113円 | 170円 | 口の算定が不可の日のみ |
| 個別機能訓練 加算(Ⅰ)ロ | 専従1名以上(サービス提供時間帯を通じて)の機能訓練指導員を配置し機能訓練を行った場合 | 76単位 | 77円 | 154円 | 231円 | ○ |
| 個別機能訓練 加算Ⅱ | 個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し今後の対応に活用する場合 | 20単位 /1月 | 20円 | 40円 | 60円 | ○ |

| | | | | | | |
|---------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|-------|
| 科学的介護推進体制加算 | 「科学的介護推進に関する評価」を厚生労働省に提出し、科学的な裏付けに基づいた介護を提供する場合 | 40単位 /1月 | 40円 | 81円 | 121円 | ○ |
| 中重度ケア体制加算 | 看護、介護職員を加配、専従看護職員を配置し要介護3以上の方を30%以上受け入れている場合 | 45単位 | 45円 | 91円 | 136円 | |
| 口腔機能向上加算 (I)(II) | (I) 口腔機能が低下している方に対して口腔清掃・嚥下に関する指導や訓練を実施した場合 / (II) (I)の内容を厚生労働省に提出し今後の対応に活用する場合 | (I) 150単位 (II) 160単位 月2回まで | 152円 162円 | 304円 324円 | 456円 486円 | 該当者のみ |
| 入浴介助加算(I) | 入浴を行った場合 | 40単位 | 40円 | 81円 | 121円 | ○ |
| 入浴介助加算(II) | 理学療法士等が自宅を訪問し、動作及び浴槽環境を評価し、環境整備の助言や個別の入浴計画作成を行う場合 | 55単位 | 55円 | 111円 | 167円 | 該当者のみ |
| サービス提供体制強化加算III | 直接処遇職員に占める勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合/介護職員の総数に占める介護福祉士が40%以上の場合 | 6単位 | 6円 | 12円 | 18円 | ○ |
| 送迎減算(片道) | 送迎を行わない場合 | -47単位 | -47円 | -95円 | -142円 | |
| 介護職員等処遇改善加算II | 介護職員等の処遇改善に関して一定の基準を満たした場合 | 所定単位数の合計の90/1000 | | | | ○ |

(2) 介護保険給付対象外サービス

| | |
|---------|--|
| 食事代 | お昼のお弁当代として1食700円実費をいただきます。 |
| おやつ・飲物代 | おしぼり、お茶・コーヒー等の飲物、お菓子のいずれかを希望された場合に1日270円実費をいただきます。 |

| | |
|-----|--|
| その他 | 尿取りパット30円/枚、オムツ60円/枚、リハビリパンツ190円/枚、男性下着262円/枚、女性下着357円/枚 |
| 交通費 | 通常の実施地域外の場合でもいただきません。 |

※料金改定の際には1ヵ月以上前に文書で連絡致します。

※お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

第7 利用料のお支払方法

お支払方法は契約者指定口座からの引き落としとさせていただきます。毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡し致します。

お支払をいただきますと、領収書を発行致します。

口座からの引き落としはサービス提供月の翌月27日に契約者指定口座より引落としさせていただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更させていただきます。

第8 事故発生時の対応

- 1 サービス提供中に事故が発生した場合、契約者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
 - (1) 事業者は「兵庫福祉サービス総合保障制度」に加入しています。
 - (2) 事業者の送迎サービス以外の交通手段で来所、帰宅途中での事故につきましては、責任を負いかねます。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じます。

第 9 サービス中止

- 1 契約者は、事業者に対して、サービス提供日の午前 9 時まで
に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利
用を中止することができます。なお、急病の場合はこの限りで
はありません。
- 2 事業者は、契約者の体調不良等の理由により、通所介護の実
施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第 10 留意事項

ご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全
性を確保するため、下記事項をお守りください。

- 1 食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
- 2 ご利用中に病院受診や買い物などに行くことは、ご遠慮くだ
さい。
- 3 金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- 4 飲酒、喫煙は持ち込みも含めご遠慮ください。
- 5 送迎は、自宅と施設間となりますので、途中下車はご遠慮く
ださい。
- 6 以下の行為は禁止させていただきます。
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害
を及ぼす行為）
 - (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や
態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わな
い性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやが
らせ等）

第 11 禁止事項

- 1 飲酒
- 2 ペットの持ち込み
- 3 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
- 4 職員等への贈り物や飲食等のもてなし

第 12 サービス内容に関する相談・苦情

- 1 事業者における相談・苦情担当者
相談・苦情担当 生活相談員 矢野 美加
電話番号 079-430-0142

受付時間 月～土曜日 10:00～15:00

2 行政機関その他苦情受付機関

- (1) 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係
電話番号 078-332-5617
- (2) 兵庫県加古川健康福祉事務所 監査・地域福祉課
電話番号 079-421-9296
- (3) 加古川市役所 介護保険課
電話番号 079-427-9123

第13 非常災害対策

- 1 災害時の対応 非常災害対策計画に基づき対応します。
- 2 防災設備 自動火災報知器、非常警報器具、非常通報装置、誘導灯、消火器
- 3 防災訓練 年2回避難訓練を実施します。

第14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

第15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

| | |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する責任者 | 代表取締役・江島和夫 |
| 虐待防止に関する担当者 | 相談員・矢野美加 |

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

第16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限り、
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。